

役員報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 唐橋福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐橋福祉会(以下「法人」という)の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬額)

第2条 法人の役員等に対して次の報酬(日当)を支給する。

- (1) 常勤の役員 法人職員給料表に準じた金額
- (2) 非常勤の役員 会議に出席または業務に従事した1回について5,000円
ただし、支給額の総額は、毎年度20万円を超えてはならない。
- (3) 施設職員となっている役員 支給しない。
- (4) 評議員選任解任委員等 前(2)項を準用する。

なお、源泉徴収する所得税は「給与所得の源泉徴収税額表の月額表」乙欄を適用する。

(支給日)

第3条 非常勤の役員の報酬は、毎年度末に一括支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が法人の業務のために出張したときは、法人の「旅費規程」に基づいて、その費用をその都度、支給する。

(改正)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の議決を経て行なう。

付 則 この規程は、2002年4月1日より施行する。

2016年1月14日 一部改正(第2条1項 表記の補正)

2017年6月13日 一部改正(第2条2項・報酬額、第5条・改正手続き)

2019年6月14日 一部改正(第2条2項・報酬総額、4項・準用規程新設)